



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	＜法の経済分析研究会(16)＞固定料金制の参入阻止効果：JASRAC事件の経済分析
Author(s)	大木, 良子
Citation	新世代法政策学研究, 20, 429-447
Issue Date	2013-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/52502
Type	departmental bulletin paper
File Information	20_12.pdf



固定料金制の参入阻止効果 —JASRAC 事件の経済分析—*

大 木 良 子

1 はじめに

2001年9月30日、著作権に関する仲介業務に関する法律（仲介業務法）が廃止され、同年11月に著作権等管理事業法が成立した。これにより著作権管理事業は許可制から登録制となり、当該市場への新規参入が可能となった。これを受けて、長らく JASRAC（日本音楽著作権協会、以下、JASRAC と表記する）の実質的な独占が続いていたこの市場に数社の新規参入が実現した。しかし、新規企業が参入した事業は、音楽著作権のうち録音権やインタラクティブ配信等における著作権管理事業に限られており、テレビやラジオ放送など放送分野における管理事業は、実質的に JASRAC による独占状態が続いている。

本稿では、「JASRAC 事件」を取り上げ、市場の一部で参入が実現されにくい要因について、JASRAC が用いている固定料金制との関係に着目して考察する。この事件は、2009年、JASRAC による固定料金を用いた著作権使用料徴収によって、放送分野における著作権管理事業の新規参入が妨

* 本稿執筆にあたっては、北海道大学経済法・知的財産法研究会、金融経済研究会等への参加者から数多くの貴重なコメントを頂いた。会沢恒、安藤和宏、石原章史、田村善之、中川晶比呂、中川寛子、町野和夫、柳川範之の各教授には特に感謝の意を表したい。もちろん、残された誤りはすべて筆者の責任である。なお本研究は、日本学術振興会、科学研究費助成事業からの研究助成（若手研究(B)）を得て行われたものである。

げられているとして、その料金算定方法を改めるよう公正取引委員会（以下、公取委と表す）が排除措置命令を出したものである。しかし2012年、公取委はこれを取り消している。事件の概要については次章に譲るが、排除措置命令では、既存企業であるJASRACが固定料金制を採用しているために、他の管理業者が新規参入した場合、その業者が管理する楽曲の利用は放送局に追加的な負担を生じさせること、また放送局はその追加的な負担を避けるために、新規参入企業が管理する楽曲の利用を避けていると指摘されていた。その結果として、著作者、音楽出版社が管理委託先としてJASRACを選択し、他の管理業者は管理する音楽著作物を確保できないため参入が生じていないとされた。

以下では、この事件を題材に経済モデルを構築し、固定料金制が持つ新規参入を阻止する効果について検討する。固定料金制の下で参入が生じないメカニズムを考察した上で、他の料金システムとの比較を行う。分析の結果、固定料金制だけがその原因ではなく、既存企業が既に多くの楽曲の管理を行っていることも独占を生じやすくさせていることが分かる。本稿では楽曲を代替性のある差別化された財として考え、分析を行った。同様の特徴を持つ市場における固定料金制は、映像や音楽、ゲームの配信などデジタル財市場において近時多く見受けられ、その競争に与える影響を明らかにすることは、理論的にも実務的にも重要な課題と考えられる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2章でJASRAC事件の概要について説明する。続いて3章では、経済モデルを用いて固定料金制と参入阻止との関係について考察する。最後に4章にて残された課題について述べる。

2 JASRAC 事件

2.1 事件の概要

本事件の詳細については、その歴史的な経緯や事実関係、法学的な考察を含めて安藤（2012）が非常に詳しい。以下では、安藤（2012）を要約する形で事件の概要について取りまとめる。

公取委は2009年、JASRACに対して排除措置命令を出した。その背景には、レコード会社エイベックスと放送分野における著作権管理事業に新規参入を試みたイーライセンスとの間に起きた著作権管理委託をめぐる一

連のできごとがある。前述のとおり、2001年9月30日の仲介業務法が廃止され、同年11月に著作権等管理事業法が成立し、著作権管理事業に新規参入が可能になった。これを受けて、イーライセンスを含む数社が音楽の著作権管理のうち録音権やインタラクティブ配信等における事業に参入した。

2006年9月末、エイベックスは、当時人気の高かった大塚愛の新曲（「恋愛写真」）を含む60の楽曲について、放送分野における権利管理委託先としてイーライセンスを選択した。これを受け、2006年10月1日、イーライセンスが放送における著作権利用にかかる管理事業にも参入した。しかし、大塚愛の「恋愛写真」は少なくとも、エイベックスが期待していたほどにはテレビやラジオで放送されなかった。2006年10月中旬、この事態を重く見たイーライセンスは、10月1日に遡り、12月1日までの期間、エイベックス楽曲の使用料を無料にすることを放送局に通知した。しかし、2006年12月31日、エイベックスはイーライセンスとの契約を解除し、2007年1月1日よりJASRACに管理委託先を変更した。

公取委は、イーライセンスが管理する楽曲が放送局に利用されていないという指摘を受け審査を行い、2009年2月、JASRACに対して「私的独占の禁止」に違反する行為を行っているとして、排除措置命令を出した。

音楽著作権は、著作権者から委託を受けた管理事業者がその利用料を利用者から徴収している。特に本稿で着目する放送分野においては、利用者である放送局（テレビ局やラジオ局）が番組内で利用する楽曲に対する対価として、利用料を管理事業者を支払っている。

放送分野における音楽著作権利用料の料金設定方法には、包括徴収方式と曲別徴収方式の2種類がある。包括徴収方式は、前年度の放送事業収入の一定割合（JASRACと民放の間では1.5%、NHKの場合は全事業収入の1.5%）を徴収する方式である。管理事業者は決まった金額を徴収し、著作者へは楽曲使用状況のデータを取り、使用量に応じて分配している。曲別徴収方式は、一曲一回の利用にあたり、決まった価格を徴収する。実際には、JASRACの管理楽曲に対して曲別徴収方式を利用している放送局はない。一方、イーライセンスは参入にあたり包括徴収方式の採用を目指し

たが、民放連に受け入れられず、曲別徴収方式を採っていた。¹

2009年2月の排除措置命令における公取委の指摘では、この料金システムが特に問題視されている。排除措置命令の内容を要約すれば、JASRACの放送使用料の算定方法（包括徴収）では、放送局がイーライセンスのような他の著作権管理事業者への使用料を支払う場合、放送局の楽曲利用にかかる経済負担がその分だけ増加することとなる。そのため放送局は放送使用料の増加を避けるため、JASRAC以外の管理事業者が管理する楽曲を使用しないという結果になり、JASRAC以外の管理事業者は、管理する音楽著作物をほとんど確保できないことから、放送分野にかかる管理事業を営むことが困難になっている。JASRACはその放送使用料の算定方法によって、他の管理事業者の事業活動を排除することにより、競争を実質的に制限している。よって、JASRACはその放送使用料の算定方法を取りやめなければならないとされた。

公取委による排除措置命令を受けて、JASRACは2009年7月、排除措置命令取消しを求める審判請求を行った。これに基づき審判手続きが開始され、2011年6月、第13回の審判をもって終結した。そして1年後の2012年6月、JASRACに対する排除措置命令を取り消す、という審決が出された。

2.2 公正取引委員会の判断

以下では、2009年の排除措置命令、及び2012年の排除措置命令取り消しにあたって出された公取委の説明資料に基づき、どのような認識の下でそれぞれの判断がなされたのかについて整理し、経済モデルによる分析にあたり注目すべき点について明らかにする。

排除措置命令（2009年） 公取委は、2009年2月に公表した「一般社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令について」で、「JASRACは、放送事業者から包括徴収（放送等利用に係る管理楽曲全体について包括的に利用を許諾し、放送等使用料を包括的に算定し徴収する方法をいう。）

¹ 安藤（2012）によれば、民放とNHKで1年間約270億円程度をJASRACに支払っている。また、JASRACの曲別利用料は1回64000円、一方のイーライセンスの曲別利用料は32000円である。

の方法により徴収する放送等使用料の算定において、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されないような方法を採用している。これにより、当該放送事業者が他の管理事業者にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなる。」²と指摘している。また、この料金算定方法が原因となってJASRAC以外の管理事業者が管理する楽曲が放送局に利用されず、最終的には管理楽曲を確保できないため、JASRAC以外の事業者の新規参入が阻害され、競争が実質的に制限されていると結論付けている。

この点について、公取委は図1を用いて解説している。JASRACは、放送事業者に対し著作権利用料として「放送事業収入 × 一定率（例1.5%）」を徴収しており、この金額は楽曲の利用量によって変化しない。もしイーライセンスなど、JASRAC以外の管理事業者が管理する楽曲を利用した場合には、この金額にその利用料金を上乗せする形で支払わなければならない。公取委は、この追加負担を避けるため、放送局がJASRAC以外の管理事業者が管理する楽曲を利用しない状況が生じていると指摘している。

排除措置命令においては、この利用料の算定方法を改めることをJASRACに求めているが、公取委が望ましいと考える代替的な算定方法は提示されていない。命令の中では、「放送事業者が他の管理事業者にも放

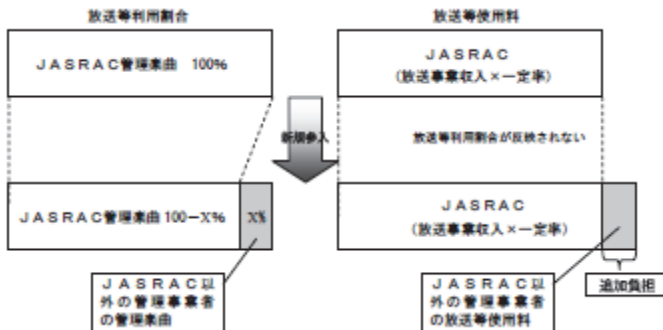


図1 排除措置命令におけるJASRACの利用料金算定方法の問題点
(出所：2009年2月27日公正取引委員会報道資料)

² 文中の一部の注については割愛。

送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増加することとなるようにしている行為」を止めるよう求めており、増加しないような方式へ改めることだけを要求している。また、既存の算定方法を取りやめるだけで、新規参入が実現するのか、経済厚生が改善するのか、という点については触れられていない。

仮に、楽曲が代替性のある差別化財であると考えたと、事前にJASRACに対して固定支払いを行っていたとしても、放送局はイーライセンスが管理する楽曲の利用を必ず避けるというわけではない。楽曲間の差別化度合いが高ければ、イーライセンスの管理楽曲にも追加的な料金を支払う用意があるはずである。よって、イーライセンスの管理楽曲の利用を避けているとすれば、以下の2つの可能性が考えられる。1つは、イーライセンスが管理する楽曲が、JASRACのそれとあまり差別化されていない可能性である。もう1つは、事前に決定されたJASRACへの固定支払い額が大きすぎて、他の管理事業者が扱う楽曲に対して対価を支払えなくなっている可能性である。後者は、JASRACの放送等使用料が管理事業の独占を前提としたときと同様の大きさであることを意味する。独占を前提としている場合、すべての楽曲に対する放送局の留保価格（放送局が支払ってもよいと考える最大の料金、放送局にとってのその楽曲の価値）を固定料金によって吸い上げることができる。この場合、固定料金を徴収した後に別の管理業者が参入した場合には、その利用量に応じた分を減額する必要がある、と公取委が判断しているのではないか、という解釈である。イーライセンスの管理楽曲の利用を避けている理由が後者である場合には、どのような状況において、JASRACの独占を前提とした固定料金が決定されるのかについても検討すべきである。これらの点については、次章において経済モデルを用いて改めて考察する。

排除措置命令取り消し（2012年） 公取委は、2012年6月に公表した「一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審決について」で、2009年の排除措置命令を取り消す審決について説明している。そこでは、排除措置命令で指摘した行為（利用料の算定方法）は、「イーライセンスの放送等利用に係る管理事業を困難にしたという審査官の主張について、これを認めるに足る証拠はないといわざるを得ない」とし、その根拠として、イーラ

イセンス管理楽曲の利用を回避したと明確に認められるのは1放送事業者しかなかったこと、イーライセンス楽曲の利用に慎重な態度をとった放送事業者は他にも認められるが、JASRACの利用料算定方法に原因があるのではなく、イーライセンスの不十分な管理体制とそれによる放送事業者の困惑、混乱によるものであること、さらにエイベックスによる管理委託契約の解除や、他の著作権者が管理を委託しない理由も、根本的な原因はイーライセンスの不十分な管理体制にあり、JASRACの利用料算定方法にはない、ことなどを挙げている。³ つまり、非効率的な管理事業者が新規参入を試みたが、利用者である放送事業者には受け入れられなかったために参入が出来なかっただけであり、JASRACの利用料算定方法による参入阻止ではなかった、と述べているといえる。

この審決は、「ことごとく排除措置命令における審査官の認定を覆している」（安藤、2012、p207）。事件に対するいくつもの法学的な議論を見ても、JASRACが固定料金制を取っていること、またJASRACとイーライセンスの利用料の徴収方式の違いが両社の競争になんらかの影響を与えていた可能性は依然として高いだろう。この審決がいうようにイーライセンスには、管理事業において不慣れな点があったとしても、イーライセンスが新規参入できなかった原因をその非効率性によるものと結論付ける前に、料金算定方法が競争に与える影響を精査する必要性は残っていると考えられる。

3 経済分析

3.1 基本モデル

以下では、JASRAC事件を踏まえ、経済モデルによる分析を行う。JASRACが用いたような固定料金制は、多くの場面で実際に目にすることができ、必ずしも競争を阻害するものとして捉えられてはいない。固定料金を支払えば、限界的な価格はゼロで財をいくつでも購入できる料金設定を取っている例としては、インターネット接続や電話の通信料や、電車やバス、もしくは遊園地などの乗り放題チケット、ビュッフェ形式のレストラン

³ 審決については、安藤（2012）3章（6）で詳細に検討されている。

ランなどが挙げられる。⁴ また、複数の異なる財に対して同様の固定料金制が採用されている例としては、ケーブルテレビなどの有料チャンネルの定額料金や、携帯電話のアプリケーション、映像や音楽、ゲームのインターネット配信（例えば、定額の月額料金で複数のコンテンツをダウンロードし放題というような料金設定）などが挙げられる。JASRACが行う楽曲の管理事業は、利用者である放送局にとって楽曲が差別化財であると考えれば、後者の例の一つとして考えることができるだろう。

本稿で取り上げる音楽著作権の管理事業とそれに対する競争政策のありかたについては、各国でこれまでも多くの議論がなされている。⁵ 比較法研究センターが2012年3月に公表した「諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究」によれば、多くの国で著作権の集中管理が見られ、2団体存在するアメリカの例を除いては、実質的には一つの管理団体による独占的な状態が継続しているとされる。また、各国で共通して見られる契約的な特徴として、著作権が管理団体に譲渡されるのではなく、その管理が委託されていること、そして包括契約（Blanket License）により定額料金で利用者にライセンスされている、という2点を挙げている。⁶

以下では、このような契約的特徴を持った市場において、特に固定料金制（包括契約制）が持つ参入阻止効果について分析を行う。具体的には、2章で整理したJASRAC事件の概要から次の2点に焦点を絞り、簡単なモデルを用いて分析する。⁷

1. JASRACが固定料金制を取る事でイーライセンスの参入は阻止されるのか（「基本モデル」内で分析）

⁴ 関連する最近の経済理論研究としては、Nahata et al (1999) や Sundararajan (2004) が挙げられる。

⁵ 関連する最近の経済理論研究としては、Kleit (2000)、Liebowitz and Margolis (2009) などが挙げられる。

⁶ 比較法研究センターにより2012年に公表された「諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究報告書」、特に「II 問題点の検討 1. 経済分析：著作権管理事業の契約、組織と競争—理論的視点から（執筆担当者 長岡貞男）」を参照。

⁷ 詳細なモデル分析は Oki (2012) に譲り、以下では要点とインプリケーションを取りまとめる。

2. 固定料金制を取りやめた場合、新規参入が実現するのか（「発展モデル」内で分析）

図2はモデルのイメージを示している。著作権者、著作権管理団体、そして利用者の3階層における取引を考える。このとき、著作権管理事業への新規参入の可否と既存管理団体が利用者を用いる価格設定との関係を明らかにする。図の括弧内にJASRAC事件を踏まえた各プレイヤーの具体名が示されている。

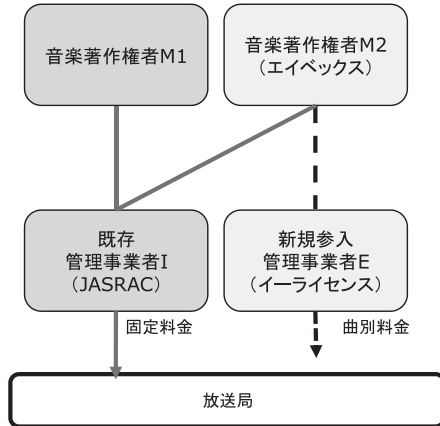


図2 モデルのイメージ

まずモデルの設定を説明しよう。最上流には2人の著作権者（M1、M2）があり、それぞれ財1、財2という差別化財（2つの異なる楽曲）を生産（創作）しているとする。このとき、M1、M2とも生産にかかる限界費用はゼロであるとする。⁸

その下流には、既存の著作権管理団体（I）と新規参入者（E）が存在する。ここでIとEとを分けるのは、以下の2つの仮定である。まず、M1は既にIに管理委託をしていると仮定する。これによりIは、財1を流通させることができる。一方のM2は、IかE、どちらかより自分の利得が高くなるように委託する。このとき、M2がEを選択しなければ、Eは流通させる楽曲が入手できないため市場に参入できない。2つ目の仮定として、Iは放送局に対し、事前に固定料金（ F と表す）をオファーできるのに対し、EはM2からの委託を受けられた場合にだけ、放送局に対し曲別料金（ p_E と表す）をオファーできるとする。既存企業が、新規参入企業に先んじて消費者（ここでは放送局）と契約を結ぶことができるという仮定は、参入を扱うモデルで多く見られる。また、JASRAC事件においては、JASRACは

⁸ この仮定は、情報財を扱う場合に多く見られる。前掲の比較法研究センターの報告書においても、「著作物の利用拡大の限界費用はゼロ」とされている。

毎年放送局に対し、前年度の放送事業収入に対する一定割合を定額料金として課金しているのに対し、イーライセンスは、同様の定額料金の課金を放送局から断られているという経緯がある。その結果、曲別料金を設定せざるを得ない状況になっている。その意味でも、この仮定は現実在即していると言える。

さらに、EのほうがIよりも流通にあたつての限界費用が低いか、少なくとも同じレベルであると仮定する。(IとEの限界費用をそれぞれ d_I 、 d_E で表し、 $d_E \leq d_I \leq 1/2$ を仮定する)ここで考えている著作権管理団体にとっての限界費用(曲の利用回数に応じてかかる費用)としては、著作権者に適正に利用料を配分するための利用状況の把握等にかかる事務処理の費用を想定している。⁹ 本稿では、既存企業よりも効率的な新規参入者の参入でも阻止されるかどうかにその分析の焦点を当てる。新規参入者が既存企業よりも効率的である場合に参入が阻止されるようであれば、既存企業よりも非効率である場合には、それよりも緩やかな条件の下で参入が阻止されることが予想される。

最下流である最終消費者は、JASRAC事件に照らし合わせればテレビ局やラジオ局にあたる。消費者は、価格に応じて、2財とも消費したり1財しか消費しなかったりする。ここでは、代表的消費者モデル(representative consumer model)を用いて分析する。また、財1、財2は代替的であるが、差別化されていると考える。参入阻止の文脈で同様のモデルを考えているものとして、Abito and Wright (2008)、Wright (2008)が挙げられる。¹⁰

⁹ 安藤(2012)によれば、全曲報告をしている場合、すべての楽曲について使用した放送局、時間、回数等がJASRACに報告されそのデータを元に著作権者へ著作権使用料の分配を行っている。またサンプリングで利用状況を調査する場合にも、一定期間同様のデータを取り、配分を行っている。このようなことから、著作権使用料の配分の事務処理にあたりかかる管理事業者の事務処理コストが、楽曲の利用回数に応じて増加すると捉えることは可能である。この点については、本稿を元にした研究会報告の際に、安藤和宏先生からコメントを頂いた。改めて御礼を申し上げます。

¹⁰ 消費者の効用関数は、需要する財1、財2の数量をそれぞれ q_1, q_2 であらわすと、

$$U(q_1, q_2) := \alpha(q_1 + q_2) - \frac{1}{2}\beta(q_1^2 + 2\gamma q_1 q_2 + q_2^2).$$

次に、モデルの時系列について説明する。図3にあるように $t=0, 1, 2, 3$ の順に意思決定がなされる。これは、JASRAC事件での時系列に即している。次章の発展モデルでは、これとは異なる時系列においてどのような結果が導かれるかを検討する。バックワードインダクションを用いてこのゲームにおいて、新規参入者(E)の参入が生じない状況が実現する条件を求める。

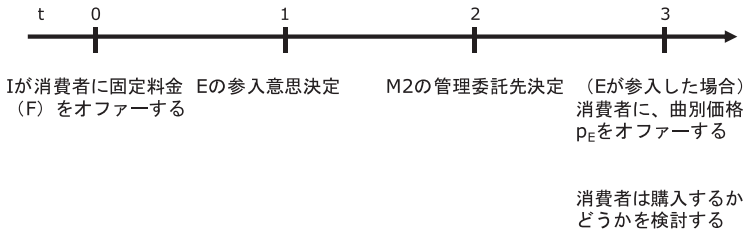


図3 基本モデルの時系列

考えられる1つのケースとして、M2がEへ管理委託を行っている状況を想定してみよう。仮定により、M1は事前にIに委託を行っているので、Iは財1を、Eが財2を消費者に販売している。Iが用いている固定料金制の大きな特徴は、一旦、定額料金（以下、 F と表記する）を支払えば、都度の利用にかかる限界費用はゼロである点である。一方、仮定によりEは1回の利用ごとにかかる単価のみ設定できることから、消費者に対する価格競争において、Eは不利な立場におかれている。消費者は、Iの財は単価ゼロで消費することができるのに対し、Eにはいくらかの正の価格を支払わなければならないため、Eが販売する財2が十分魅力的でなければ、支払いを行わない。Eとしては、単価ゼロの財1と競争しなければならないためなるべく価格を安くしなければならない。このとき、Eの限界費用(d_E)が低いほどより低い価格を付けることが可能になる。以上の考察から、このケースでは、財2が財1とどの程度差別化されているか、またEの

ここで、 γ は差別化の程度を表し、 $0 \leq \gamma < 1$ を仮定する。 $\gamma = 0$ の場合、財1、2は完全差別化財であり、 γ が1に近づくほど同質であることを示す。本稿の分析では $\alpha = \beta = 1$ として単純化して導出する。

限界費用がどの程度 I の限界費用より低いか、という 2 点によって、消費者が、財 1、財 2 とも購入する、もしくは、財 1 のみ購入する、という 2 つの状況が生じることが分かる。

M2 が E に委託した場合、消費者が財 1 のみ購入し、財 2 の購入が見込めない条件は、 $\gamma + d_E - 1 > 0$ で表される。ここで、 γ ($0 \leq \gamma < 1$) は差別化度合いのパラメータであり、1 に近いほど 2 つの財は同質である。また、0 のときには完全に差別化された財であることを示す。よってこの条件は、2 つの財が同質に近ければ近いほど、また E の限界費用 (d_E) が大きければ大きいほど、消費者が E から財 2 を買わない領域が大きくなることを意味する。差別化度合い (γ) も E の限界費用 (d_E) もすべてのプレイヤーにとって既知の情報であるため、もし 2 つのパラメータがこの領域に入っていれば、M2 は E に管理委託をするインセンティブはない。ここでの重要な点は、定額料金 (F) の大きさに関わらず、固定料金制であること (単価がゼロであること) によって、M2 は自ら I に委託することを選択する結果、E は参入することができない。

一方、 $\gamma + d_E - 1 \leq 0$ で表される領域では、I には M2 の委託を E から勝ち取ってまで財 2 を流通させるインセンティブが存在しないことを示すことができる。これは、I の収入が事前に F で固定されている一方で、財の流通には消費者への販売量に応じて費用がかさむため、事後的には消費者への販売量をなるべく少なくしたいというインセンティブを I が持つためである。 $\gamma + d_E - 1 \leq 0$ の領域では、I を通じた流通量 (放送局に利用される楽曲の総量) が、財 1、財 2 とも販売するよりも、財 1 のみ販売していたほうが少ないことを示すことができる。つまり、I には M2 からの管理委託を受けるインセンティブが存在しない。よって、この領域では M2 は E に委託せざるを得ない。

以上のような考察から、 $\gamma + d_E - 1 > 0$ で表される領域では、E は市場に参入することができない一方、 $\gamma + d_E - 1 \leq 0$ で表される領域では E は参入することができる。つまり、定額料金 (F) の大きさに関係なく、差別化度合いと E のコスト効率性のみ依存して、E の参入の可否が決定される。このモデルにおいては、参入阻止が起きるのは、委託先が未定である楽曲 (財 2) の既存の楽曲 (財 1) と一定以上差別化されていない場合、また、新規参入者のコストが既存企業と比較して一定以上効率的でない場合で

あるといえる。I が事前に固定料金制にコミットできているために、財 1 の単価がゼロと非常に低くなる結果、財 2 の魅力が十分高いか、E のコストが十分低くない限り、E の参入が阻止されるのである。

JASRAC 事件に立ち戻ると、2009 年の排除措置命令時に問題視されていたのは、JASRAC が固定料金制を採っている結果、放送局はイーライセンス管理楽曲への追加的支払いを避けている、という点であった。前章で述べたとおり放送局がイーライセンスへの追加的な支払いを避ける理由には 2 つあると考えられる。1 つは、イーライセンスが管理する楽曲が JASRAC のそれとあまり差別化されていない可能性、もう 1 つは、事前に決定された JASRAC への固定支払い額が大きすぎて、他の管理事業者が扱う楽曲に対して対価を支払えなくなっている可能性である。上述の基本モデルの分析では、この 2 つの理由のうち前者についてその条件を明らかにした。では、後者のように、固定支払い額（ F ）が大きすぎるため、E が参入できない状況はどのような場合に生じるのだろうか。

上記の基本モデルで見たように、定額料金 F が決定された後に M2 が管理委託先を決定する場合に、E の参入が生じない原因は I の持つ財 1 が単価ゼロで購入できる点にあり、 F が大きすぎるためではない。これは、I は、M2 からの委託申し入れを拒否することができる（著作権管理事業者は、自社の利潤を増加させないのであれば、著作権者からの楽曲管理委託を引き受けないという選択が可能である）ことによって生じている。収入が決まった後、流通にかかるコストを増加させるような新しい商品を引き受けるインセンティブがないため、I は財 1 のみを販売することを選ぶ。このとき、消費者はそれを見越しているために、財 2 に対する支払い許容額を含むような高い F は受け入れない。よって、十分低い単価であれば E が財 2 を売る余地は残される。

以下では、規制などにより I は委託の申し入れを拒否できない、と仮定して基本モデルに変更を加える。このとき、I は十分高い F をつけることが可能になることが示される。その結果、E の参入が阻止される。

この変更されたモデルでは、I は M2 の委託を必ず受けることにコミットすることで、財 1、2 を単価ゼロで需要したときの消費者の効用と等し

い額の定額料金 F を設定することができる。¹¹ このように高い F の下では、M2 が E に委託をしたとしても、差別化の程度や E のコスト効率性に関わらず、財 2 の需要を見込むことができない。消費者には E に正の価格を支払う余地がないためである。その結果、M2 は必ず委託先として I を選定する。消費者は、 $t=0$ の段階で、I が M2 の委託を拒否しないというコミットメントを信頼し高い F を受け入れる。

ただし、変更されたモデルの下でも、 F が十分低ければ、基本モデルと同様に M2 が E に委託をした場合に需要が十分見込め、M2 が E を選択する可能性は残される。I は、高い F を設定し財 1、2 とも単価ゼロで流通させるか、ある程度低い F を設定し財 1 のみ販売し、E の参入を許容する (accommodate) かを選択することになる。¹²

簡単化のために、E の限界費用 d_E がゼロとなるケースに限定して、この変更したモデルの結論を述べる。このとき以下の条件を満たす範囲に差別化の度合い (γ) と I の限界費用 (d_I) があるとき、I は高い F をつけて、E の参入を阻止する。

$$\gamma \leq \frac{8d_I - 3}{4d_I - 3}.$$

この条件から、差別化の度合いが高いほど、また I の限界費用がゼロに近いほど (つまり E との費用差が小さいほど)、I は高い固定料金を用いて E の参入を阻止することが分かる。変更を加える前の基本モデルにおいて、E の限界費用 d_E がゼロとなるケースでは E は必ず参入できていたことから、これは大きく異なる結果といえる。¹³ 一方、この領域外であるときには、十分に低い F をつけるため、基本モデルと同じ状況が得られる。

¹¹ 厳密には、これは I が設定可能な F の上限である。

¹² M2 が I か E かを選択できるとき、どちらと組んだほうが多くの利潤を得られるかで委託先を決定する。ここでは、簡単化のため E、I とも得られた利潤をすべて著作権者 (M1 と M2) に配分すると考える。現実的には視聴可能範囲等に応じて、1 回あたりの利用料金がどの楽曲に対しても共通に決定され、それに利用回数を掛けた金額を著作権者に配分している。

¹³ 言い換えれば、著作権管理委託の申し入れを断ることができるように規制を緩めれば (既存管理事業者のコミットメントを無効にすれば)、参入は阻止されないということになる。

JASRACが規制による独占であった経緯から、管理委託の依頼を拒否しないというコミットメントが著作権者との間でなされており、高い F が放送局に受け入れられている結果、参入が起きない可能性がある。実際、日本においても一定の基準を満たした楽曲であれば、JASRACが管理委託の依頼を拒否することはないと考えられ、諸外国においても同様に、管理事業者は著作権者からの委託を必ず引き受けるように規制されていることが多い。この変更された基本モデルでの想定が現実的であるとすれば、既存管理事業者による高い固定料金額の設定によって新規参入が阻止されている可能性がある。

以上、変更したモデルから得られた結果としては、既存の管理事業者が事前に固定料金を決定できる場合、固定料金決定後の $M2$ からの委託を拒否しないことにコミットできていれば、高い固定料金を事前につけることで新規参入が阻止される。固定料金制と既存企業が著作権者の委託申し入れを拒否しないというコミットメントとの組み合わせによって、高い固定料金の設定が可能になり、新規参入が生じない可能性がある。これはJASRAC事件の排除措置命令で公取委が懸念していた点とも合致するといえる。

3.2 発展モデル

前章では、現実の事件をなるべく忠実に表現することを念頭においた時系列でモデルを構築していた。以下では、発展モデルとして既存管理事業者(I)の価格も新規参入者と同じタイミングで決定するモデルを用い、簡単にその結果について考察する。¹⁴ 発展モデルの時系列が図4に示されている。基本モデルからの大きな変更点は、 $M2$ の委託先選択の意思決定が行われた後にIとEの価格が決定される点である。基本モデルでは、Iが提供できる楽曲(商品)のラインナップが決定される前の段階で固定料金 F が決定されていたが、発展モデルでは、一般的な流通における想定同様、商品のラインナップが決まってから、料金が決まる構造にする。これによって基本モデルで生じていたような、固定料金が事前に決定されているためIに生じていた、なるべく商品売りたくないというインセンティブを

¹⁴ 詳細はOki(2012)に譲る。

取り除くことができる。本章のモデルにおいては、I と E ともに、M2 からの楽曲委託を引き受けることで利得を増加させることができる。

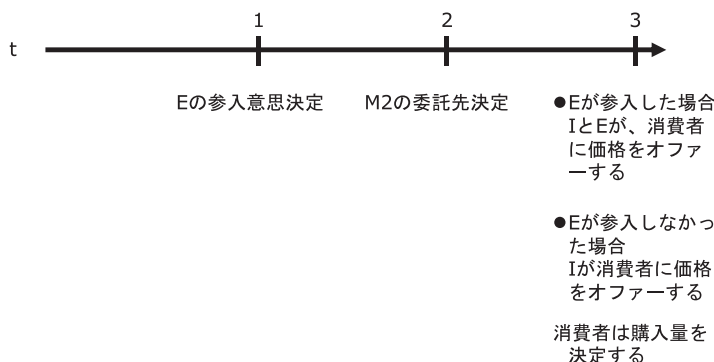


図4 発展モデルの時系列

ここで、2つのケースを想定してみよう。1つは、現実の事件と同様、既存企業 (I) は固定料金制、参入企業 (E) は単価制であることが仮定されているケース、もう1つは、両企業とも単価制のみを用いているケースである。このとき、既存企業が単価制を用いても参入が阻止されうることが示される。それは、既存企業は既に M1 からの委託を引き受けている、という点に起因する。つまり、固定料金制だけではなく、既に保有する管理楽曲の存在も、参入阻止を引き起こす要因であるといえる。特に、差別化の程度が大きければ、I が財 1、2 とも独占的に販売することによる利潤が大きくなるため、その結果、著作権者への利益の配分も大きくなり、M2 が I を選択することになる。

分析の結果、I が固定料金制を採用するケース、単価制を採用するケース、いずれの場合にも参入阻止はおきうる。また、単価制よりも固定料金制のほうが参入阻止が起きやすいということは確認できない。そしてこの2つのケースでの結果を重ねてみると、既存企業が固定料金制を採用しているケースで参入が阻止される領域のうち、一部は、既存企業が単価制を用いても参入阻止が生じ、一部では単価制を用いると参入が可能になる。つまり、固定料金制から単価制に強制的に移行させたとしても、必ずしも参入が生じるとは言えないのである。さらに興味深いのは、そのいずれの領域においても、既存企業が固定料金制を採用するケースのほうが、単価制を採用

するケースよりも経済厚生（Welfare）が大きい点である。これは、固定料金制の下では、消費者は単価ゼロで購入できるため消費量が大きくなり、消費者の効用が単価制の場合よりも大きくなることによるものである。つまり、固定料金制の下で参入阻止が起きているときに、規制によって既存企業の料金制度を単価制へ切り替えるのは経済厚生観点から望ましくない。

これは直観的には以下のように説明される。通常、参入を促進して競争を促すことの効果は、財の価格が下がり消費量が増加することにある。しかし固定料金制では単価がゼロであるため、単価制を用いている新しい企業の参入は財2に対する価格の上昇につながる。そのため参入による厚生改善効果は、EのほうがIよりも限界費用が低く効率的である点に起因する効果に限定される。そして、固定料金制を採用する既存企業が独占することで、消費者が限界費用ゼロで十分たくさんの財を購入できることが厚生に与えるプラスの効果は、新規参入によるこの限定的な厚生改善効果を上回るのである。

固定料金制だけで参入が阻止されているわけではなく、既に管理楽曲を保有していることの参入阻止効果が存在することは、JASRAC事件を分析する際にも考慮する必要がある。既に多くの管理楽曲を抱えていることを所与とすれば（例えば、既にJASRACが抱える膨大な信託契約をすべて見直すコストが個々の著作権者にとっても、JASRACにとっても非常に高いとすれば）、たとえ固定料金制を禁止したとしても、新規参入は生じない。加えて、たとえイーライセンスが参入できたとしても、それによって消費量が減少し、経済厚生が減少してしまう可能性は否定できない。固定料金制が、既存企業による独占の原因となっているとしても、消費者による購入量を大きくすることで経済厚生を押し上げる効果を持つ点は重要である。

4 おわりに

本稿では、JASRAC事件を題材に、固定料金制の参入阻止効果について検討を行った。その焦点は、既存企業だけが固定料金制を用いている場合、どのような領域で参入阻止が生じるのかという点にあった。新規参入者の

コスト効率性と財の間の差別化の程度に応じて、また委託の拒否が可能かどうか、さらには、固定料金の設定と委託先選択のタイミングによって、新しい管理事業者が参入できるかどうかが変わってくるということが示された。

同時に多くの検討すべき課題も残されている。まず、新規参入企業も固定料金制を用いるケースについては検討する必要がある。この点は、Kleit (2000)においても指摘されている。さらに、既存企業、新規参入企業とも内生的に料金システムを選択できる場合についての考察も必要となるだろう。例えば、固定料金と単価を組み合わせた二部料金制 (Two-Part Tariff) を選択できる場合に、既存企業が固定料金を選択することが最適となるようなケースが存在するか、またそれはどのような場合か、という点は重要な検討課題である。政策提言の観点からは、どのような料金設計が社会的に望ましいのかという問題も取り上げる必要があるだろう。また、ここで検討したモデルをより現実に近いものにするためには、捨象している著作権者と管理事業者間の利潤の配分割合の問題や、それに関する規制の問題 (著作権者間を平等に扱わなければならないなど) を追加的に検討することで、モデルの説明力を向上させる必要がある。

前述のとおり、固定料金制は多くの場面で主要な料金システムとして用いられており、それ自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。本稿で取り上げたJASRAC事件は、独占に近い市場支配力を持つ既存事業者による固定料金制が参入を阻止する効果を持つと指摘したケースであり、2012年に排除措置命令が取り消されたものの、先行事例としての意義を有すると考えられる。また、固定料金制は、近時、急速に成長しているオンラインでのコンテンツ配信市場に特に多く見られることから、その参入阻止に与える影響を中心とした競争制限効果については今後とも慎重に分析する必要がある。

参考文献

- 安藤和宏 (2012)、「JASRACの放送包括ライセンスをめぐる独禁法上の問題点」、*知的財産法政策学研究*、39、pp.179--227.
- Abito, J.M. and Wright, J. (2008), Exclusive dealing with imperfect downstream competition, *International Journal of Industrial Organization*, 26,1, pp.227--246

- Kleit A.N. (2000) ASCAP versus BMI (versus CBS): Modeling competition between and bundling by performance rights organizations, *Economic Inquiry*, 38, 4, pp.579--590.
- Nahata, B. and Ostaszewski, K. and Sahoo, P.(1999) Buffet Pricing, *The Journal of Business*, 72, 2, pp. 215--228.
- Liebowitz, S.J. and Margolis, S.E. (2009), Bundles of Joy: The Ubiquity and Efficiency of Bundles in New Technology Markets, *Journal of Competition Law and Economics*, 5, 1, pp.1--47.
- Oki, Ryoko (2012) Entry Deterrence by Flat Rate Pricing, mimeo.
- Sundararajan, A.(2004), Nonlinear pricing of information goods, *Management Science*, 50, 12, pp.1660--1673.
- Wright, J. (2008), Naked exclusion and the anticompetitive accommodation of entry, *Economics Letters*, 98, 1, pp.107--112.